

令和 8 年（2026年） 8 月 26 日
午後 4 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分
於：高層棟 4 階 特別会議室
児童部 すこやか親子室
こども発達支援センター
福祉部 総合福祉会館
障がい福祉室

令和 8 年度 第 2 回政策調整会議

総合福祉会館生活介護事業の廃止及び（旧）わかたけ園用地を活用した医療的
ケア児・者受入れ施設の整備について

総合福祉会館の生活介護事業を廃止するとともに、市有地の旧わかたけ園用地を活用
した医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる障害福祉サービス等事業所の募
集について、方向性を確認するものです。

1 概要

総合福祉会館は、市民の健康増進事業等を実施する保健センター及び保健会館を含
み、また、高齢者・障がい児者・ひとり親家庭・ボランティア等の関係福祉団体を対象
とした貸館事業等を行うとともに、市内の医療的ケア者受け入れに中心的な役割を果た
す施設の一つとして、障害福祉サービスである生活介護事業を実施しています。しか
し、昭和 62 年度（1987 年度）に開設した施設にあって、施設出入口やトイレが共用であ
ること等により、令和 6 年度（2024 年度）に障害福祉サービス事業所に義務付けられ
た、感染症の発生やまん延防止に関する取組の強化に課題が生じています。

医療的ケア児・者への支援については、医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加に
より、令和 3 年（2021 年）に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
が施行され、令和 8 年（2026 年）7 月 24 日の改正により、令和 9 年度（2027 年度）以降
に支援対象の拡大や支援施策の充実等が予定されています。

また、令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間とする「吹田市障がい者支援プラン（第
7 期吹田市障がい福祉計画・第 3 期吹田市障がい児福祉計画）」では、医療的ケアの必
要な重度障がい者のサービス確保及び支援体制の強化を重点取組としています。

医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域で安心して生活をするためには、本人
への支援に加え、通所や訪問、短期入所等を組み合わせた介護者のレスパイト（休息）

支援が不可欠ですが、総合福祉会館内の限られたスペースでは、生活介護以外の新たなサービスを展開することは困難です。

これらの課題を踏まえ、令和11年度（2029年度）に予定する総合福祉会館の大規模改修の検討を契機に、施設での生活介護事業を廃止し、旧わかたけ園用地において事業を継承する民間事業者を募集します。

併設するサービスについて、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な提案を求めますが、短期入所の整備を必須とし、年齢にかかわらず支援を受けられるよう、18歳未満の障がい児も受け入れることを募集の条件とします。

2 現状と課題

（1）吹田市内で医療的ケア受入れ体制のある事業所の状況（生活介護、短期入所）

生活介護：常勤看護職員2人以上配置 短期入所：医療的ケア実施体制あり

サービス名	市内事業所（所在地・定員）
生活介護（対象：18歳以上）	・ 障害者支援交流センター（千里万博公園・60人）
	・ 総合福祉会館（出口町・20人）
	・ A事業所（上山田・7人（重心特例））
	・ B事業所（高野台・20人）
短期入所（対象：全年齢）	・ 障害者支援交流センター（千里万博公園・7人）

（2）医療的ケア児・者の状況（参考資料1）

医療的ケア児・者ともに年々増加しています。18歳未満の医療的ケア児は、短期入所の利用の伸びが顕著です。将来的なニーズも見据え、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備が必要です。

（3）総合福祉会館の生活介護事業の状況

平成24年度（2012年度）に委託化し、市の介護施設利用者判定委員会を通じて重度障がい者を受け入れています。令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）で新規受入れは2人にとどまっています。令和7年度の利用者数は9.2人/日であり、委託料等の支出に対し、障害福祉サービス等報酬の収入が大幅に低い状況です。

多様化するニーズに対応した新たな障害福祉サービスを展開するスペースがなく、今後も安定的な新規利用者の獲得は困難な見通しです。現行のサービスのみで委託料を増額し、土日祝の開所や運営時間の延長等のニーズに対応することも、費用対効果の面で課題があります。

(4) 民間事業者による整備

医療的ケア児・者を受け入れる施設には、大型の車いすがそのまま乗り込める送迎車両の乗降場所や駐車場が必要です。建物内にも、通路、浴室、トイレも含めた十分なスペース、医療機器の電源の確保等が求められます。

しかしながら、このような生活介護及び短期入所事業の実施に適した土地を見つけることが困難という障壁もあるため、民間活力のみでの整備は困難です。

3 今後の対応

総合福祉会館の生活介護事業を廃止し、旧わかたけ園用地において、貸付けにより、当該事業の継承及び医療的ケア児・者を対象とした他の障害福祉サービス等を併設する事業者を募集します。

当該用地の一部は旧わかたけ園建設のために取得した経過があり、施設移転後に水道部との土地交換を行い、残地の活用について売却も含めて検討していましたが、引き続き市で所有したうえで民間に貸付け、障がい児・者の施策の充実を図ります。

委託による事業の継続は、仕様書作成や委託料の積算等に時間を要し機動性に課題がある一方、民間事業者は、市民ニーズに即した専門的なサービスを迅速かつ柔軟に展開することができます。貸付けによることで、整備にかかるイニシャルコストが低く抑えられ、事業者は安定的に事業を運営することができます。事業者には、必要に応じて市との協議に応じることや毎年の利用者受け入れ状況の報告を求め、確実な医療的ケア児・者の支援体制の充実を図ります。

4 活用する市有地

旧わかたけ園用地（朝日が丘町 1268-32、面積：約 1,391 ㎡）

一般定期借地権設定契約による有償貸付

※ ライフステージを通じて利用されるという障害福祉サービス等の特性や、医療的ケア児・者を受け入れる生活介護、短期入所のニーズは今後も長期間継続すると見込まれることから、貸付け期間を 50 年とする。

5 募集するサービス等

(1) 必須サービス

ア 生活介護（総合福祉会館事業の継承を要件とする）：定員20人

イ 短期入所（医療的ケア児・者の受入れを要件とする）：6床程度

※ 上記に加え、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な提案（任意サービス）を求める。

(2) 募集条件

ア 任意サービス：原則として、医療的ケア児・者を対象とする以下の事業に限る

(ア) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

(イ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援等

イ 建物の高さ等：原則として、2階建てまで（旧わかたけ園と同等）とする。

ただし、任意サービスの提案内容により、3階建てまで可とする。

(必要となる敷地面積等)

生活介護（20人）、短期入所（6床）、任意サービス	約500㎡	(合計) 1,200㎡
駐車スペース等	約700㎡	

6 旧わかたけ園用地で整備する理由（参考資料2）

現在、常勤看護職員2人以上を配置し医療的ケア者を受け入れる生活介護は、総合福祉会館を除きすべて吹田市北部に所在しているため、活用する市有地は南部であることが必要です。また、医療的ケア児・者が障害福祉サービスを利用するにあたっては、送迎車両が進入しやすい立地が適しています。

旧わかたけ園用地は、車両のアクセスが良好であるとともに、片山坂から一本入った場所に位置しているため周辺の交通量が比較的少なく、送迎車両も進入しやすい立地です。また、必要となる敷地面積を十分に満たし、敷地内において車両が円滑に転回できるスペースの確保も可能なため、当該用地での整備を進めるものです。

7 影響額（予算の増減）

(1) 歳入

(単位：千円)

		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
総合福祉会館	介護給付費等	50,910	50,910	50,910	0
障がい福祉室	施設整備補助金 ※1	0	0	58,666	0
	障害福祉サービス等報酬 (短期入所)※2	-	-	-	13,070
	貸付料（市有地）※3	0	4,709	6,279	6,279
	合 計	50,910	55,619	115,855	19,349

※1 整備される任意サービス等の内容により、増額の可能性あり

※2 新たに短期入所（必須）が整備されることによる影響額

※3 令和9年7月に貸付けに係る契約締結予定

月額料金は、普通財産に係る貸付事務取扱要領（令和2年4月1日改正）に基づき、令和8年度固定資産税評価（相当）額125,400円×敷地面積×36/1000÷12か月（1円未満切捨て）で計算（減免適用前の額）

(2) 歳出 (単位：千円)

		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
総合福祉会館	生活介護事業	71,378	73,433	73,433	0
障がい福祉室	医療的ケア者受 入れ促進補助金	0	0	0	16,014
	施設整備補助金 ※1	0	0	88,000	0
	障害福祉サービ ス等報酬 (短期入所)※2	-	-	-	17,429
合 計		71,378	73,433	161,433	33,443

※1 整備される任意サービスの内容により、増額の可能性あり

※2 新たに短期入所（必須）が整備されることによる影響額

(3) 歳入—歳出 (単位：千円)

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(1) — (2)	▲20,468	▲17,814	▲45,578	▲14,094

8 今後のスケジュール

令和8年	9月	総合福祉会館生活介護事業利用者等への説明
	10月	パブリックコメント実施
	12月	12月議会（事業者募集に係る予算）
令和9年	2月上旬	旧わかたけ園用地での事業者募集
	5月～7月	事業者決定（選定委員会）、基本協定締結
	8月～11月	施設整備補助金（国庫補助金）の事前協議、選定
令和10年	2月	2月議会（施設整備補助金に係る予算、総合福祉会館条例の改正）
	4月～翌3月	国庫補助金申請、旧わかたけ園用地での施設整備工事
令和11年	4月以降	総合福祉会館の生活介護事業廃止 ・旧わかたけ園用地で事業開始

※ 資材高騰や恒常的な工期の長期化への対応が必要になる場合は、竣工時期について提案事業者や関係室課と調整を図る。